

ともあります。

転用の際にはご相談ください

農業振興地域内の農用地区域などの農地は、転用許可されない場合もあります。転用をする際には、事前に農業委員会や農政課までご相談ください。なお、市街化区域内の農地は、届け出れば転用することができます。

新しい農業者年金で豊かな老後を

幅広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方なら、農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

少子高齢化時代に強い年金

積立方式なので、加入者・受給者の数に影響されません。

自由に設定・変更できる保険料

保険料は経営状況や老後の生活設計により、月額2万円から6万7000円まで自由に選択でき、変更もできます。

80歳までの保証付き終身年金

年金は生涯受給可能。仮に受給者が80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取るはずだった額が、死亡一時金として遺族に支払われます。

大きな節税効果

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

意欲ある担い手には国から助成

一定の要件を満たす人には、保険料2万円のうち最大1万円が国から助成されます。

農業者年金については、愛知みなみ農業協同組合または農業委員会にお問い合わせください。

女性農業者の農業委員

登用に関する要望書

9月19日(水)、愛知県農村生活アドバイザー協会渥美支部、農村輝きネット・あつみ、愛知みなみ農業協同組合女性部会の各代表が市役所を訪れ、市長、議長に「女性農業者の農業委員登用に関する要望書」を提出しました。

これは、農村社会において女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、農業関係機関・団体などの意志決定の場への登用はまだ少なく、女性の能力が十分発揮されていないため、登用を要望するというものでした。

田原市には現在、26名の農業委員がいます。このうち、女性委員はというと、選挙で選ばれた委員1名、

議会推薦の委員1名の、合計2名となっています。

田原市では、平成19年3月に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定しました。この中で、「審議会や委員会への女性の登用率を、平成28年度までに30%以上とする」という目標を掲げています。この目標を達成するためには、まず、市民一人ひとりが意識を持って推進していくことが大切だと思います。

農業委員会委員選挙人名簿

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書を基に、平成20年1月1日現在で選挙管理委員会により作成されます。この選挙人名簿に載っていないと、投票もリコールの請求もできません。対象となる方(選挙権のある方)は、登録申請をしてください。

対象は昭和63年4月1日以前に生まれた方のうち、次のいずれかに該当する方/耕地面積10アール以上の農地で耕作を営む方/の配偶者または同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方/10アール以上の耕作を営む農業生産法人の組合員または社員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

農業は、マナーを守って気持ちよく！

農作物の収穫時期になると、「道路で農作業をしている一般の人の通行ができない」という苦情がよく寄せられます。また、「スプリンクラーの散水が道路にはみ出していて、通行の支障になったり、交通事故の原因になったりする」という苦情も寄せられます。



一般の人が利用する道路を長期間個人が占有することは、許されることではありません。農業者として、人間として、「人に迷惑をかけない」という基本的なマナーを守り、気持ちよく仕事ができるよう配慮しましょう。

申請書の配布は関係世帯には、12月中旬に郵送(選挙権のある方で申請書が届かない方は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。)

申請書の提出は平成20年1月10日(木)までに、農業委員会へ直接または郵送にて(郵送される申請書には、返信用の封筒が同封されています。)

選挙管理委員会(総務課内)

23局3506 FAX 23局0180